

酒田市電子手続システム利用規約

本システムを利用される際は、次の利用規約に同意していただく必要があります。

何らかの理由により利用規約に同意することができない場合は、本システムを利用いただくことができません。

1 目的

この利用規約は、酒田市に対する申請・届出・申し込み等を行うために必要な事項を定めるものです。

2 用語の定義

(1) 電子手続

インターネットを利用して申請・届出・申し込み等の手続を行うこと。

(2) 個人情報

本システムを通じて収集した住所、氏名、電話番号、Eメールアドレスなど、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項で定める特定の個人が識別できる情報。

(3) 利用者

本システムを利用する個人又は法人等。

3 知的財産権・著作権

本システムに含まれるプログラム及びその他著作物に関する著作権は国際著作権、条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。またプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売などの行為を禁じます。

4 個人情報の保護

個人情報保護法及び酒田市情報セキュリティポリシーに基づいて個人情報を厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざんの防止に適切な対策を講じています。

一度提出いただいた個人情報を再度提出いただく手間を省くため、他の行政サービスにおいて、提供された個人情報を利用することがあります。

(1) 収集した個人情報は、法令上の要請などによるものを除き、下記の目的で利用し、目的外の利用及び第三者への提供を行いません。

- ・申請届出等の手続上の確認
- ・本市行政サービスの提供

(2) 提供された個人情報又は本市より取得された個人情報は市が安全性を確認した事業者により提供されたサービス上で一時保存されます。

- (3) 利用者が送信する個人情報は、データの暗号化によって保護されます。
- (4) 提供された個人情報又は本市より取得された個人情報は、酒田市により管理されます。
- (5) 提供された個人情報又は本市より取得された個人情報を取り扱う際は、必要最低限の情報とし、個人情報保護関連法令・例規等の規定に違反して保有する個人情報を漏らした者には法令等に基づく罰則を適用します。

5 利用者の責任

- (1) 利用者は、自己の判断と責任に基づいて電子手続を行い、これに伴って生じる各種電子情報及び電子文書を管理するものとし、本市に対し、いかなる責任も負担させないものとします。
- (2) 利用者は、電子申請を行うために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）及び通信回線を自己の負担に置いて準備するものとします。その際、必要な手続は利用者が自己の責任と費用で行うものとします。
- (3) 利用者は本システムの利用にあたり、自己の使用に係る機器について、ウイルス感染防止等必要なセキュリティ対策に努めることとします。

6 申請の到達の時点

電子申請を行う場合の、利用者からの電子手続の到達の時点は、市が安全性を確認した事業者により提供されたサービス上に当該申請データの書き込みが完了した時とします。

7 禁止事項

本システムの利用にあたっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本市の電子手続以外の目的で利用すること。
- (2) コンピュータウイルス及びコンピュータウイルスに感染したファイルを送信すること。
- (3) 本システムの管理を故意に妨害すること。
- (4) 虚偽の申請者情報による電子申請を行うこと。
- (5) 本システムに改変を加えること。
- (6) 本システムに含まれる著作権行事その他の財産権表示を消去又は剥奪すること。
- (7) その他法令などに反すると認められる行為をすること。

8 利用の制限

前項「7.禁止事項」に掲げるいずれかの行為に該当すると認められる場合、又は該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消又は制限等必要な措置を講ずることができることとします。また、利用者は当該措置を取られても意義申し立てを行うことは出来ません。

9 免責事項

- (1) 本システムを利用したことにより発生した利用者の損害又は利用者が第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず責任を負いません。
- (2) 提供上の遅延、中断、停止又は制限等により発生した利用者又はほかの第三者が被った損害についての責任を負いません。

10 本システムの停止及び障害時の対応

本システムが障害等により利用できない場合は、担当部署が提示する方法による手続きを行うこととします。

11 準拠法及び管轄

この規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されます。本システムの利用に関して、本市と利用者との間に生ずるすべての訴訟については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

12 利用規約の変更

- (1) 本市で必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができることとします。
- (2) この規約の改正を行った場合には、遅滞なく本システム上に掲載することとします。

13 附則

この規約は、令和5年4月1日から適用します。